

別府市環境保全条例（抜粋）

昭和 49 年 12 月 20 日

条例第 51 号

注 平成 2 年 3 月から改正経過を注記した。

（開発行為の届出）

第 39 条 次の各号に掲げる開発行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、開発行為に対する協議をしなければならない。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けなければならない開発行為

(2) 前号に掲げるもののほか、自然環境及び生活環境の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為で規則で定めるもの

（平 13 条例 22 ・ 一部改正）

別府市環境保全条例施行規則（抜粋）

昭和 50 年 12 月 1 日

規則第 33 号

注 平成 2 年 3 月から改正経過を注記した。

（開発行為に対する協議）

第 19 条 条例第 39 条の協議をしようとする者は、開発行為事前協議申入書（様式第 9 号の 3）を市長に提出するものとする。

2 条例第 39 条第 2 号の規則で定める開発行為は、都市計画区域及び準都市計画区域外において行う開発行為で、開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上のものとする。ただし、都市計画法第 29 条第 2 項ただし書の開発行為及び国又は都道府県等（同法第 34 条の 2 の都道府県等をいう。）が行う開発行為を除く。

3 前 2 項に規定するもののほか、条例第 39 条の協議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平 24 規則 20 ・ 一部改正）